

第 1 回 信濃町地域公共交通協議会会議事録

平成 22 年 2 月 24 日 午前 10 時より

総合会館 2 階 大ホール

出席者 別紙 37 名

1. 開 会

事務局長 お忙しい中、全員のご出席をいただきありがとうございます。今後、町の地域交通活用・活性化のためにご協力をお願いします。

2. 町長あいさつ

松木町長 本日はお忙しいところ、各会・団体の代表の方にお集まりいただき、ありがとうございます。町の中では交通弱者といわれる方が、移動する手段について悩んでいます。町として今、考えているのは、いわゆるデマンドバス方式です。これから皆さんのご意見をいただきながらできるだけ早くシステムを構築し、信濃町の皆さんに喜んで利用いただく交通手段となるように取り組んでいきたい。

3. 自己紹介 名簿順に自己紹介

事務局長 初回の会でもございますので、名簿順に自己紹介をよろしくをお願いします。

- 自己紹介 -

4. 公共交通協議会設立の経過

事務局長 現状について産業観光課長より、公共交通協議会についてまちづくり企画係長より説明します。

(1) 信濃町の現状

産業観光課長 信濃町の乗合バスの歴史について調べてきました。昔は当たり前のようにバスに乗って黒姫駅から高校に通っていましたが、各家庭が自動車を持つようになってバスを利用しなくなった。一番路線バスが問題となったのが昭和 60 年頃。利用者がいなくなり、運賃が上がり悪循環でバス会社の方から町へ依頼があり、当時は町の直営バスをも考えていたようですが、結果、廃止バスの代替としてバス会社へ町から補助を出し運営をしていただいています。ここに用意した資料は平成 14 年度からです。平成 14 年度から平成 18 年 3 月までは県の補助金もありました。現在、路線としては長野電鉄の 5 路線、川中島バス 1 路線をお願いしています。平成 13 年度の 4 月から“ふれあい号”を走らせています。交付税の措置もありますが、多額な費用がかかっています。先日、乗降調査を 1 日させていただきましたが、一番は 1 日の乗降人数の少なさだと思います。町で進めています新たな公共交通体系を皆さんで考えて行く必要性を痛感しました。これから年齢を積み重ね免許返納となった際、気軽に安心して乗れる交通体系は農村部には必要です。

(2) 公共交通協議会について

事務局係長 今日、追加配布しました 2 月 15 日の日経新聞記事をご覧ください。公共交通についてど

のようなものがあるのか、事業者の方はご存知と思いますが、住民の方はまだ理解出来ないと思いますので記事に基づき簡単に説明します。

- 以下資料に基づき説明 -

以上説明しましたが、成功している市町村のシステムをそのまま信濃町に導入しても成功する訳ではありませんので、十分検討をいただき、今後も継続維持できるような形態を会の中で検討していただきたい。

5. 議 事

(1) 信濃町地域公共交通協議会規約(案)について

事務局長 協議会の規約についても審議していただきます。議長も正式に決まっていますので、暫定的に戸田副町長に議長を願ひ、議事を進めていきたいのでよろしく願ひします。

戸田暫定議長 会長が決まるまでの間、議長を務めさせていただきます。では、議事に入らせていただきます。信濃町地域公共交通協議会規約(案)について説明を願ひします。

事務局 - 信濃町地域公共交通協議会規約(案)について朗読 -

戸田暫定座長 協議会の規約について質疑のある方願ひします。

委員 A 第 11 条第 6 号「協議会は議員のほか必要に応じて関係者の出席を」とありますが、この関係者とは誰を指すのですか。

事務局 例えばという関係者を今、思いつきませんが、そうですね。バスの運転手 OB の方の意見を聞こうとした際にも必要かと思ひます。

委員 A バス運転手 OB に話を聞く必要はない。バス会社やバスの労働組合の方がいるのだから。

事務局 確かにそうです。例えとして申しました。しかし、規約にないと協議会に参加できない方もいますので、この文面を加えています。

事務局長 具体的に誰とは決まっていますが、想定されるのは本日お集まりの団体の代表の皆さん以外で障害者の団体、保育園児の保護者会など委員に入っていない方から意見を聞く必要が発生した場合に加わっていただけるようにした項目ですのでご理解を願ひします。

委員 B 学識経験者に学校の先生とか入れた方がいいのではないかと。これから小中一貫校になるのですから是非加えた方がいいと思うのですがいかがですか。

教育長 関係者の内の一つとして考えていただきたい。必要があれば会議に参加していただきます。常備の委員でなくていいと思ひますので願ひします。

戸田暫定議長 そのように願ひしたいとの事です。

建設水道課長 第 11 条第 4 号に協議会の決議について、会議出席者の総意で決するとありますが、全員賛成しないと決まらないと判断して良いのか。

事務局長 自由な意見を出して進行していただき、最終的に方向性を出す際、皆さんの意見が出し尽くされた中で決を取らざるをえない場合は多数決となります。しかし、あくまでも全体の意見として決めていっていただきたいという意味での総意であります。反対意見は始めから採用しないと言う姿勢ではないという意味として考えていただきたい。

戸田暫定議長 その他ご意見ご質問が内容でしたら、協議会規約(案)について決を取ります。賛成の方の挙手を願ひします。

- 賛成全員 -

賛成全員でありますので、協議会規約は決定とします。

事務局長 規約が決定しましたので、規約第 11 条に基づきまして本会の会長が議長を務める事とな

っていますので、正式に副町長に議長として進行をお願いします。

(2) 副会長並びに監査員の選任

会 長 規約により会長を務めさせていただきます。先程、町長の挨拶にもありましたが、交通弱者といわれる皆さんの利用しやすい交通システムを皆さんと決めていきたい。ご協力をお願いします。議事を進めさせていただきます。副会長並びに監査員を選任しますが、監査員は会長が任命とありますが、どのように進めますか。

事務局 規約では監査員は会長の任命とあります。副会長は委員から第5条第2号の者を充てるとなっています。大変せんえつですが皆さんのご承認をいただければ事務局案がございますので発表に替えさせていただきますご承認いただきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局 副会長は来年度から区長会長をされる古間区長に、監査員につきましては老人会会長、婦人会会長のお二人にお願いしたい。

会 長 事務局案がありましたが、これについて皆さんの賛成をいただけますでしょうか。

古間区長 大事な協議会でありますので、役不足ではないかと。経験豊富な先輩もいらっしゃいますので皆さんのご意見を聞いていただきたいと思います。

会 長 事務局案で副会長に古間区長をとありましたが皆さんの意見を伺います。

- 発言者無し -

会 長 他に適任者の推薦等ありませんので、ここで決を採らせていただきます。お願いします。事務局案の者が適任であるという方の挙手をお願いします。

- 多数 -

会 長 決定とさせていただきます。それでは副会長、前にお願いします。

副会長 大変な協議会であると思いますが皆さんのご協力の下、務めていきたいと思ひます。

(3) 信濃町地域公共交通協議会財務規程(案)および公印規程(案)について

会 長 財務規程(案)および公印規程(案)について説明をお願いします。

事務局 - 信濃町地域公共交通協議会財務規程(案)および公印規程(案)について朗読 -

会 長 質疑のある方

住民福祉課長 財務規程別紙の歳出予算の款項目の区分の記載が違っている。

事務局 款1 運営費、項2 事務費、目1 事業費を目2 事務費へ訂正をお願いします。また、款2 事務費、項1 事業費を項1 事務費、目1 事業費を目事務費へ訂正してください。

建設水道課長 訂正いただきましたが、委託費は事務費でなく、事業費が正しいと思ひます。

事務局 今、ご指摘がありましたように委託費は事業費が正しいので、再度訂正をさせていただきますと思ひます。款2 事務費を款2 事業費、その他の項1 事業費、目1 事業費は始めのままとし訂正してください。今後このようなことが無い様にします。

会 長 再度訂正になりました。確認をします。歳出の款2 事務費を款2 事業費、項1 事業費、目1 事業費としてください。その他、指摘事項がありましたらお願いします。

特に無いようですので、順次裁決を採ります。信濃町地域公共交通協議会財務規程(案)について賛成の委員の挙手をお願いします。

- 全員賛成 -

全員賛成ですので決定とします。続きまして、公印規程(案)について賛成の委員の挙手を

お願いします。

- 全員賛成 -

全員賛成ですので決定とします。

(4) 事業計画(案)および予算書(案)について

会 長 事業計画(案)および予算書(案)について事務局で説明をお願いします。

事務局 先ほどは大変失礼しました。最初に訂正をお願いします。予算書(案)の歳出、款(2)事務費、項1事務費、目1事務費とありますが、款(2)事業費、項1事業費、目1事業費に訂正をお願いします。それでは事業計画の説明をします。

- 事業計画(案)について資料に基づき説明 -

事務局係長 補足説明を加えさせていただきます。今後の計画をコンサルタントが作っていくようなとらえ方をされかねない説明でしたが、あくまでも協議会で計画を策定していきます。コンサルタントは資料の収集や事業分析、最終提出の計画書作成をしていきます。

事務局 続いて予算について説明をします。

- 予算書(案)について資料に基づき説明 -

事務局係長 先ほど国の補助金を申請する件につき、町としては国の補助金が満額つく事を要望しています。歳出の満額が補助金の対象となっていますが、国の予算が40億円までになってしまった事、補助金の額が確定になるのは先になり確定になるまでの間、協議会運営をしていくため、町から負担金をいただくようにこの予算書は作成しています。

会 長 事業計画(案)および予算書(案)について説明がありました。これから質疑に入ります。

委員C 事業計画において、実施になる前の住民説明がないのでしょうか。

事務局 住民説明につきましては、事業計画に書かせていただいたのは一番の中心として行っていくべき時期を記載したもので、毎年説明、情報提供を行なうようにしていきます。

事務局係長 実証運行は4月当初からスタートすることはできませんので、それまでの間、地域に出向いて住民説明会を中心に行なっていきます。

委員C 既に須坂市で実証運行に入っているのですが、先日行なわれた検証で“住民への説明・宣伝が足りなかった事でうまく運行していない”という結果になったので質問しました。

会 長 実証運行の前に住民説明を行なわなかった、と言う事ですか。

委員C バスの利用方法が変わる事、変わる事によるメリットやデメリットの説明が不十分だった。そして住民が理解していないのに実証運行に入った。そんな例もあるので始める前にきちんと説明しておく方がいい。

会 長 須坂市の例でしたが事務局、どうでしょうか。

委員C 信濃町は今の段階でどのようになるか未定なので、今のままとなれば特に何も必要無いのですが、仮にデマンドになると言う事ならば、住民はデマンドとは何かわかっていない。デマンドも玄関先までかバス停まででも違う。乗りたくても面倒だから嫌だとかになるケースがあるので、先ずはお年寄りに判りやすい様に説明していく事が大事。利用先が公共機関の場合、お年寄りに変わって予約を取ってあげるようなシステムにしてあげないと利用者はほとんど無い。

松木町長 要するに、5月に第2回目の協議会がありますが、その直後に住民説明が必要だと言う事でしょうか。

委員 C 方向が決まってからでいいです。先ほどの説明で、毎年説明は行なうとのことでしたので、決まった事から説明すればいいと思います。

事務局係長 事業計画には平成 23 年のみ住民説明会及び P R と書いてある説明会は、地域に向いての説明会となると思います。それ以前にもこの協議会で決まった事については、広報とホームページに掲載し説明をしていきます。説明会も十分できますように努めて行きます。

建設水道課長 住民調査アンケートを 2 度行なうようになっていますが、違いは何ですか。

事務局 この 2 度のアンケートについて、先ず始めのアンケートは現在乗降調査しています内容とあまり変わらない利用頻度等、また利用希望を調査するためのアンケートとして位置づけています。また、2 度目のアンケート調査は、運行の案を協議会で 2 つほど決めた後、どちらなら利用しやすいかを聞くために実施することを想定しています。

学識経験者 予算書と国への申請額との相違がありますが、補助金が実際くるのが年度の終わりとなるので、それまでの間の活動費が無いので町から借り入れているような形で考えているのかどうか。

事務局係長 先日、私の方でご質問させていただいた内容がこの件です。確かにこの補助金請求と予算書(案)では相違があり二重予算となるのではないかと疑問を持ったのですから質問をさせていただきました。先ほど説明しましたように町では事業費の満額を補助金としていただきたい。

学識経験者 補助金が確定したら補正を行なうなどし、全体の予算が合っていれば良いと考えます。

事務局係長 資金繰りで平成 22 年の国の補助金確定まで運営費を町からの負担金で運営し、国の補助金が確定ししだい、協議会に補正予算を提出させていただき返還するようにします。

会 長 その他ご質問ご意見ございませんか。

無いようですので事業計画(案)について裁決します。賛成の委員の方の挙手をお願いします。

- 全員賛成 -

全員賛成でございますので決定とします。続きまして予算書(案) について裁決します。賛成の委員の方の挙手をお願いします。

- 全員賛成 -

全員賛成でございますので決定とします。

(5) 連携計画認定申請

会 長 続いて連携計画認定申請について事務局から説明をお願いします。

事務局 - 資料に基づき説明 -

会 長 ご質問ご意見ございますか。

委員 D 認定申請とのことですので細部ですが訂正を。バスが廃止路線となったのは平成 14 年ではなくもっと以前だったと思います。確認をよろしくをお願いします。

事務局 調査不足で申し上げます。調査の上、年度につきましては訂正し申請させていただきます。

会 長 その他ご質問ご意見ございませんか。

無いようですので連携計画認定申請について裁決します。賛成の委員の方の挙手をお願いします。

- 全員賛成 -

全員賛成でございますので決定とします。ご指摘のあった箇所を訂正のうえ、申請をお願いします。議事前、設立の経過等についてはご質問を受けていませんでしたので、全体を通してご意見ご質問がありましたらお願いします。

6. その他

会 長 ご質問が無いようですので、その他について事務局からお願いします。

事務局 公共交通利用者の委員の皆様においては会又は区を代表する皆さんにお願いしています。本来ならば一般公募等により数人の方に協力をお願いするところですが、今回、町の“公共交通利用者”の考え方として各会の代表の皆さんとし、各々の会等で地域公共交通について話題としていただいて、広まる速度が速まることを期待してご参加いただいている経緯もございます。ご協力をお願いします。

事務局係長 連携計画認定申請書をお認めいただきましたので、これを運輸局へ提出させていただいて、認定が下りた後に、国へ補助金の申請書を提出するようになります。この補助金申請は認定申請書に基づき上げさせていただきますので、ご承諾いただきたいと思います。なお、次回の協議会ですが、新年度に入りまして5月か6月ごろです。内容は先進地視察と業者選定委員の選任です。

会 長 それでは本日予定していました議事、全て終了となりました。皆さんのご協力、ありがとうございました。

7. 閉 会

事務局長 ありがとうございます。冒頭にも申しましたが、本日初めての会議ですので会議資料等もう一度お読みいただいて、わからない点がありましたら事務局までご連絡ください。なお、本日会議資料に中で多くの訂正箇所がありました。お詫び申し上げます。以上をもちまして第1回信濃町地域公共交通協議会を閉じさせていただきます。ご苦勞様でした。

閉会 11時45分